

令和 6 年 度

定 期 監 査 報 告 書

塩 尻 市 監 査 委 員

目 次

第1 監査実施期日及び監査対象課等	1
第2 監査の範囲	3
第3 監査の方法及び主眼	3
第4 令和6年度上半期予算執行状況	4
第5 監査の結果	9
1 概 要	9
2 総 務 部	11
3 企 画 政 策 部	14
4 市 民 地 域 部	16
5 健 康 福 祉 部	19
6 農 林 部	21
7 商 工 観 光 部	23
8 建 設 部	25
9 交 流 文 化 部	29
10 こども教 育 部	30
11 水 道 事 業 部	34
12 そ の 他	35
〔 会計課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局 公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会・農業委員会事務局 〕	
第6 その他全庁的な監査所見	37

第1 監査実施期日及び監査対象課等

実 施 期 日	監 査 対 象 課 等
11月 7日(木)	議会事務局 公共施設マネジメント課 デジタル戦略課 生活環境課・衛生センター 秘書広報課
11月 8日(金)	税務課 債権管理課 農政課 耕地林務課 農業委員会事務局
11月12日(火)	建設課 都市計画課 上水道課 建築住宅課 下水道課・浄化センター
11月13日(水)	危機管理課 観光プロモーション課 選挙・監査・公平委員会 市民課・消費生活センター
11月14日(木)	地域づくり課 社会教育スポーツ課 市民交流センター・図書館 平出博物館
11月19日(火)	健康づくり課 介護保険課 福祉支援課 こども未来課 企画課
11月20日(水)	文化財課 商工課 塩尻東保育園 日の出保育園 先端産業振興室・ゼロカーボン・GX推進プロジェクト

11月21日(木)	丘中学校 学校教育課 教育施設課 財政課 地域共生推進課
11月25日(月)	総務人事課 会計課 保育課 【現地調査】 (1) 中央スポーツ公園トイレ解体・改修等工事 (社会教育スポーツ課) (2) 令和5年度 道路メンテナンス事業 橋梁 ^{りょう} 補修工事 あさひ橋 (都市計画課) (3) 塩尻市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金 (文化財課)

第2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和6年度上半期(4月～9月)の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、その他必要と認められるものについては、事務事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、補助金の内容が適切であるかどうかなどについて監査を実施した。

第3 監査の方法及び主眼

令和6年度定期監査実施計画に基づき、あらかじめ各課等から事務事業の概要、上半期の事業概要(事業名、事業の進捗状況、予算の執行状況、成果等)、下半期の事業概要、各課等における事業課題、問題点等、監査等に係る要望、指導、指摘事項等に対する措置状況などを記載した定期監査調書、工事請負費の執行状況に関する調べ、負担金・補助及び交付金に関する調べ、事業委託料に関する調べ、その他関係書類の提出を求めた。

監査に当たっては、「業務改善を図ること」や「業務リスクから職員を守ること」を念頭に、提出された調書、関係書類等に基づいて、所属長及び関係職員から説明を聴取し、地方自治法第2条第14項及び第15項並びに地方財政法第2条第1項及び第4条の規定により、事務事業が効果的かつ経済的に執行されているか、また、組織及び運営の執行が合理的に行われているかなどを主眼に監査を実施した。

第4 令和6年度 上半期予算執行状況

1 一般会計

R6.9.30現在

(R5.9.30現在)

歳 入				歳 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
市 税	10,075,959 (10,144,542)	5,905,949 (5,949,407)	58.61 (58.65)	議 会 費	198,111 (195,034)	103,014 (99,342)	52.00 (50.94)
地 方 譲 与 税	323,216 (301,806)	103,528 (97,855)	32.03 (32.42)	総 務 費	6,454,602 (3,400,982)	2,231,593 (1,468,159)	34.57 (43.17)
利子割交付金	3,000 (2,000)	1,111 (1,105)	37.03 (55.25)	民 生 費	11,624,369 (11,444,065)	4,720,181 (4,640,402)	40.61 (40.55)
配当割交付金	44,000 (41,000)	12,961 (12,462)	29.46 (30.40)	衛 生 費	1,907,753 (1,990,050)	617,767 (688,192)	32.38 (34.58)
株式等譲渡 所得割交付金	38,000 (27,000)	0 (0)	0.00 (0.00)	労 働 費	99,993 (146,427)	32,196 (58,215)	32.20 (39.76)
法人事業税 交付金	140,000 (122,000)	92,162 (83,940)	65.83 (68.80)	農林水産業費	1,195,374 (1,192,988)	413,031 (414,538)	34.55 (34.75)
地方消費税 交付金	1,683,000 (1,734,000)	985,089 (986,548)	58.53 (56.89)	商 工 費	3,071,825 (3,282,527)	2,036,783 (2,417,944)	66.31 (73.66)
ゴルフ場 利用税交付金	19,000 (18,000)	6,069 (6,929)	31.94 (38.49)	土 木 費	3,788,638 (3,697,674)	1,747,800 (1,427,263)	46.13 (38.60)
環境性能割 交付金	23,000 (22,000)	11,758 (8,134)	51.12 (36.97)	消 防 費	899,256 (879,160)	436,830 (422,117)	48.58 (48.01)
地方特例 交付金	370,016 (65,695)	366,393 (65,716)	99.02 (#####)	教 育 費	3,580,296 (3,696,590)	1,530,850 (1,553,817)	42.76 (42.03)
地 方 交 付 税	6,040,755 (6,190,343)	4,152,354 (4,191,727)	68.74 (67.71)	災 害 復 旧 費	194,502 (444,975)	4,906 (110,715)	2.52 (24.88)
交通安全対策 特別交付金	9,000 (9,000)	4,301 (4,566)	47.79 (50.73)	公 債 費	3,189,695 (3,124,424)	1,574,554 (1,498,711)	49.36 (47.97)
分担金及び 負担金	37,908 (37,220)	11,776 (12,324)	31.06 (33.11)	予 備 費	10,000 (10,000)	0 (0)	0.00 (0.00)
使用料及び 手数料	393,898 (444,769)	196,327 (220,710)	49.84 (49.62)				
国 庫 支 出 金	5,716,319 (5,026,951)	1,606,381 (1,166,621)	28.10 (23.21)				
県 支 出 金	1,670,758 (1,568,849)	454,990 (431,755)	27.23 (27.52)				
財 産 収 入	95,856 (87,177)	86,177 (49,112)	89.90 (56.34)				
寄 付 金	1,004,906 (200,600)	159,986 (91,379)	15.92 (45.55)				
繰 入 金	1,470,080 (1,206,918)	0 (73)	0.00 (0.01)				
繰 越 金	571,364 (701,877)	571,364 (701,877)	##### (#####)				
諸 収 入	2,902,296 (3,172,731)	232,878 (243,021)	8.02 (7.66)				
市 債	3,582,083 (2,380,418)	0 (0)	0.00 (0.00)				
歳 入 合 計	36,214,414 (33,504,896)	14,961,554 (14,325,261)	41.31 (42.76)	歳 出 合 計	36,214,414 (33,504,896)	15,449,505 (14,799,415)	42.66 (44.17)

2 特別会計

R6.9.30現在
(R5.9.30現在)

特別会計名	歳 入			歳 出		
	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
国民健康保険事業 特別会計	6,517,992 (6,501,198)	2,438,547 (2,649,845)	37.41 (40.76)	6,517,992 (6,501,198)	2,367,067 (2,634,864)	36.32 (40.53)
介護保険事業 特別会計	5,958,108 (6,051,195)	2,795,708 (2,880,808)	46.92 (47.61)	5,958,108 (6,051,195)	2,373,169 (2,314,750)	39.83 (38.25)
国民健康保険 檜川診療所事業 特別会計	24,511 (29,996)	1,348 (14,980)	5.50 (49.94)	24,511 (29,996)	7,557 (10,188)	30.83 (33.96)
後期高齢者医療事業 特別会計	1,062,749 (922,823)	450,225 (412,866)	42.36 (44.74)	1,062,749 (922,823)	330,917 (303,448)	31.14 (32.88)
合 計	13,563,360 (13,505,212)	5,685,828 (5,958,499)	41.92 (44.12)	13,563,360 (13,505,212)	5,078,710 (5,263,250)	37.44 (38.97)

3 水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出(税込)

R6.9.30現在
(R5.9.30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,825,842	782,799	42.87	第1款	1,603,570	309,358	19.29
水道事業収益	(1,841,013)	(794,348)	(43.15)	水道事業費用	(1,630,889)	(322,024)	(19.75)
第1項	1,610,338	767,955	47.69	第1項	1,530,858	279,689	18.27
営業収益	(1,617,727)	(774,845)	(47.90)	営業費用	(1,522,600)	(288,382)	(18.94)
第2項	215,502	14,844	6.89	第2項	72,361	29,601	40.91
営業外収益	(223,284)	(16,316)	(7.31)	営業外費用	(107,908)	(33,494)	(31.04)
第3項	2	0	0.00	第3項	351	68	19.37
特別利益	(2)	(3,187)	(159,350.00)	特別損失	(381)	(148)	(38.85)

(2) 資本の収入及び支出(税込)

R6.9.30現在
(R5.9.30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	726,606	11,628	1.60	第1款	1,458,216	400,892	27.49
資本の収入	(385,111)	(11,791)	(3.06)	資本の支出	(989,478)	(250,985)	(25.37)
第1項	644,200	0	0.00	第1項	1,069,797	210,769	19.70
企業債	(288,900)	(0)	(0.00)	建設改良費	(594,012)	(55,151)	(9.28)
第2項	1	0	0.00	第2項	388,419	190,123	48.95
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(395,466)	(195,834)	(49.52)
第3項	59,149	0	0.00				
負担金	(59,179)	(0)	(0.00)				
第4項	23,256	11,628	50.00				
補助金	(37,031)	(11,791)	(31.84)				

4 下水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出(税込)

R6.9.30現在
(R5.9.30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	3,204,883	1,384,344	43.19	第1款	2,985,522	389,730	13.05
下水道事業収益	(2,941,697)	(1,242,839)	(42.25)	下水道事業費用	(2,674,839)	(365,704)	(13.67)
第1項	2,372,434	1,384,083	58.34	第1項	2,771,292	284,915	10.28
営業収益	(2,167,437)	(1,241,865)	(57.30)	営業費用	(2,395,917)	(258,338)	(10.78)
第2項	832,447	261	0.03	第2項	213,259	104,445	48.98
営業外収益	(774,258)	(974)	(0.13)	営業外費用	(278,001)	(107,089)	(38.52)
第3項	2	0	0.00	第3項	971	370	38.11
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(921)	(277)	(30.08)

(2) 資本の収入及び支出(税込)

R6.9.30現在
(R5.9.30現在)

科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	2,074,402	243,760	11.75	第1款	3,279,621	942,688	28.74
資本的収入	(1,318,728)	(254,974)	(19.33)	資本的支出	(2,427,671)	(1,054,343)	(43.43)
第1項	1,167,000	0	0.00	第1項	1,581,211	98,608	6.24
企業債	(738,200)	(0)	(0.00)	建設改良費	(835,692)	(265,712)	(31.80)
第2項	1	0	0.00	第2項	1,698,410	844,080	49.70
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(1,591,979)	(788,631)	(49.54)
第3項	366,036	243,760	66.59				
負担金	(319,385)	(238,694)	(74.74)				
第4項	541,365	0	0.00				
補助金	(261,142)	(16,280)	(6.23)				

5 農業集落排水事業会計

※ 令和6年4月1日から下水道事業会計に統合

第5 監査の結果

本市は、政策の重点を明示して協働で取り組む「戦略計画」であった第五次総合計画の基本方針を継承しながら、これをさらに進化・発展させていくことを目指して、令和6年度を始期とする「第六次塩尻市総合計画(しおじり未来投資戦略)」を新たに策定した。

計画の構造としては、9年間の長期戦略と1期3年間毎の中期戦略から構成し、実施計画によって具体化していくこととし、目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。一田園都市しおじり」の実現のため、本市の強みを最大限に生かして、暮らしやすさに磨きをかけ、より魅力的な都市をつくるため、優先して投資すべき分野を示し、3つの基本戦略「本戦略A:未来共有(潜在力あるパートナーシップ・子育て分野を補強しながら、次世代と共に成長することへ投資)、基本戦略B:共創循環(潜在力ある協働参画・連繋・行政運営分野を活用しながら、新たな付加価値の共創・循環へ投資)、基本戦略C:安心共生(地域社会・支え合いや医療・介護・保健・福祉分野の不安克服のため安心と共生へ投資)」に沿って、行政等の資源を重点的に投入するとともに、多様な主体との共創を活性化させ、都市像の実現を目指すとしている。

この施策や事業の推進状況を踏まえ、本年度の定期監査に当たっては、一般会計、特別会計及び公営企業会計における諸事業、工事請負費、負担金・補助及び交付金、事業委託料等の執行状況、各課等における事業課題、問題点等に着目して実施した。

本年度上半期の一般会計の歳出に係る執行率は42.66%となっており、前年同期と比べて1.51ポイント減少している。

このうち、執行率が50%以上のものは、議会費(52.00%)、商工費(66.31%)となっている。

その一方で、執行率が30%台の低いものは、総務費(34.57%)、衛生費(32.38%)、労働費(32.20%)農林水産業費(34.55%)、災害復旧費(2.52%)となっている。

一般会計の歳入に係る収入率は41.31%であり、前年同期と比べて1.45ポイント減少している。

このうち、自主財源である現年度課税分の市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)の調定総額については、前年同期と比べて6,051千円増加して9,966,808千円となっている。

この主な内訳は、個人市民税が前年同期と比べて206,698千円(5.5%)減少して3,570,586千円となったものの、法人市民税が前年同期と比べて71,153千円(21.9%)増加して395,813千円、固定資産税が前年同期と比べて128,128千円(2.6%)増加して5,028,067千円、軽自動車税(種別割)が前年同期と比べて5,871千円(2.4%)増加して255,835千円、市たばこ税が前年同期と比べて2,396千円(1.1%)増加して228,613千円、都市計画税が前年同期と比べて5,590千円(1.4%)増加して419,875千円等となっている。

市税の現年度課税分の収入済額については、前年同期と比べて39,656千円(0.7%)減

少して5,627,724千円となり、収納率については、前年同期と比べて0.44ポイント減少して56.46%となっている。

令和6年9月30日現在において、市税は歳入の39.5%を占めている。下半期においても、税収の確保に努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の歳出に係る執行率は36.32%となっており、前年同期と比べて4.21ポイント減少している。

歳入に係る収入率は37.41%であり、こちらも、前年同期と比べて3.35ポイント減少している。

このうち、現年度課税分の国民健康保険税の調定額については、前年同期と比べて32,945千円(2.61%)増加して1,296,309千円となっている。なお、現年度課税分の国民健康保険税の収入済額については、前年同期と比べて9,489千円(2.64%)増加して369,258千円となっている。収納率については、前年同期と比べて0.01ポイント増加して28.49%となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

介護保険事業特別会計の歳出に係る執行率は39.83%となっていて、前年同期と比べて1.58ポイント増加している。

歳入に係る収入率は46.92%であり、前年同期と比べて0.69ポイント減少している。

国民健康保険檜川診療所事業特別会計の歳出に係る執行率は30.83%となっていて、前年同期と比べて3.13ポイント減少している。

歳入に係る収入率は5.50%であり、前年同期と比べて44.44ポイント減少している。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出に係る執行率は31.14%となっていて、前年同期と比べて1.74ポイント減少している。

歳入に係る収入率は42.36%であり、前年同期と比べて2.38ポイント減少している。

水道事業会計の収益的支出に係る執行率は19.29%となっていて、前年同期と比べて0.46ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は42.87%となっていて、前年同期と比べて0.28ポイント減少している。

資本的支出に係る執行率は27.49%となっていて、前年同期と比べて2.12ポイント増加し、資本的収入に係る収入率は1.60%となっていて、前年同期と比べ1.46ポイント減少している。

下水道事業会計の収益的支出に係る執行率は13.05%となっていて、前年同期と比べて0.62ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は43.19%で、前年同期と比べて0.94ポイント増加している。

資本的支出に係る執行率は28.74%となっていて、前年同期と比べて14.69ポイント減少し、資本的収入に係る収入率は11.75%となっていて、前年同期と比べて7.58ポイント減少している。

※ 農業集落排水事業会計については、令和6年4月1日から下水道事業会計に統合となっている。

総 務 部

○ 総務人事課（行政係・職員係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 定年年齢の引き上げに関する国家公務員法及び地方公務員法の改正に伴い、地方公務員も2023年度に60歳に到達する人から、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げる制度が導入された。

本市においては、令和5年度から本格導入された定年延長制度を踏まえて、定員管理計画の随時見直しを実施しているが、今後の採用については一定数の平準化を図りながら、人件費の引上げが続く中で、定年延長者、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等の効果的な配置を推進し、組織として生産性の向上を図る必要がある。

なお、定年延長者については、これまでの経験やスキルを活かせるようスタッフ職として、担当課のニーズを踏まえた戦略的な人員配置をするとともに、人事評価の対象としてモチベーションの向上を図れる仕組みを併せて構築運用していくとしているが、併せて今後の職員の新規採用については一定数の平準化を図りながら、定年延長者や会計年度任用職員等の効果的な配置を推進し、組織として生産性の向上はもちろんのこと、組織及び職務の継続性が図れるよう努めていただきたい。

- 2 複線型人事制度については、モデルケースとして保健師から導入を始めているが、複線型人事制度は、一部の業務に特化した職員が自身のスキル・技術を効率的に高めることができることのみならず、個人の意思や希望を反映できるため、職員のモチベーションの向上が期待できるものである。

また、組織内においては、有益なノウハウが蓄積されることにより、組織としての成長が図られることにもつながる。

一方で、職種ごとに求められる能力やスキルが異なるため、評価制度が複雑にならざるを得ないことや評価の公平性を担保するのが難しくなるが、運用状況を見ながら、職種ごとにスペシャリストに求められる役割や能力を明確にするとともに、職種ごとの配置基準を策定し、人事評価制度の向上に努めていただきたい。

- 3 本市においては、上司だけでなく同僚や部下、他部署など複数の関係者から評価を行う360度評価が試行実施されている。

公務員の人事評価に360度評価を採用するメリットは、フィードバックの公平性や客観性を保てることであり、年齢や勤続年数をもとに評価を決める年功序列の制度に比べて、360度評価は対象者が納得できる評価を受けられることにあり、仕事に対する頑張りが評価に反映されるため、公務員のモチベーションアップにつながるとされているが、評価のなかに主観的な意見や偏った意見が混ざりやすいのも360度評価の課題点とされる。

基本的に360度評価の評価者は匿名になるが、場合によっては、名前を伏せても誰が評価者なのか推測しやすい場合もある。そうすると、評価者は被評価者との関係悪化を恐れて、正直な評価ができなくなることが懸念される。こうした課題点により、360度評価ではどのようにして有意義なフィードバックを集めるかが大きな課題であり、360度評価が当初の導入目的をしっかりと果たしているかどうかを検証し改善していくために、継続的にPDCAを実施していくことが必要である。

- 4 昨今、心身の不調を抱える職員が増加傾向にあるため、本市においては、健康診断等の受診率向上及びメンタルヘルスカウンセリングの充実による予防策と併せて、働き方改革の推進による超過勤務時間を縮減するための対策を講じてきているが、職員の心の健康づくりは職員本人やその家族にとって重要な問題であるばかりでなく、市民サービスの面からも職員が高い志気を持って能力を十分に発揮し、市民に対して公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要な問題である。

職場においては、多様な地位・立場・性格・性別の人が長時間ともに過ごすものであるため、いわゆる優越的な地位が問題となるパワハラや、性的な言動が問題となるセクハラなど、様々なハラスメントが生じるおそれがある。「パワハラ被害者(職員)」に対する迅速な配慮の措置を適正に行うとともに、「パワハラ行為者(加害者)」に対する速やかな措置を適正に行う必要がある。

- 5 2015年12月以降、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働安全衛生法を改正し、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)及びその結果に基づく医師による面接指導等を内容とする制度(ストレスチェック制度)が創設され、本市においても導入・実施しているが、心身の不調を抱える職員が増加傾向にあるのが実情である。

ストレスチェックを有効なものとするための効果検証を行うとともに、その結果をもとに、職場のストレス状況について課題がある場合には職場環境の改善につなげる必要があるため、集団分析の実施についても検討する必要がある。

令和4年度から総務人事課に保健師を配置したことを踏まえて、ストレスチェックを全職員が安心して受けられる体制と、早期に自身の体調を把握し、相談等ができる体制の整備とともに、職員の健康管理については、プライバシーが守られ、安心して利用できるよう配慮しながら、引き続き、相談等を全職員が安心して受けられる体制の推進とともに、心の健康づくりの組織的かつ計画的な対策に取り組んでいただきたい。

なお、ストレスチェックの受検は、労働者には義務ではありませんが、受検率が低くなると、その後の集団分析が、偏った集団を分析することになり、誤って解釈してしまうことにつながるため、職員自身においても、心の健康づくりの重要性を認識し、ストレスチェックの積極的な受検と、その内容の理解を深めるとともに、知識等の充実に努めていただきたい。

- 6 労働者災害補償保険法が適用されない特別職に対しては、別個に労働災害についての補償があるということであるが、労働条件通知書にてどのような補償内容であるのかを明示していただきたい。

- 7 特別職で労働基準法が適用になる職員に対し、労働条件通知書が作成、交付されていない。

本市は正規職員以外に会計年度任用職員や特別職も雇用しているが、労働基準法上問題があるため、労働基準法や労働者災害補償保険法が誰に対して適用されるのかを労働条件通知書を通じて、明確に提示していただきたい。

- 8 市が雇用している特別職に対して、所得税法上、「給与明細」を交付しなければいけないのに、「支払通知書」を交付しているので、すみやかに給与明細を発行するようにしていただきたい。

○ 税 務 課（市民税係・資産税係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

課税事務においては高度な専門知識が要求されるため、税務に精通した専門性の高い職員の育成を図る必要があるとともに、人事異動の際には、事務の停滞を招かぬためにも、伴う引き継ぎが十分に機能するように努めていただきたい。

○ 債権管理課（債権管理係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

債権管理課においては、現在、国民健康保険税を含む市税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の徴収と、担当課から移管された下水道使用料、下水道受益者負担金、保育料及び生活保護費返還金の一部を徴収している。

引き続き効率的な徴収業務のための債権管理の実施と、更なる収納率の向上に努めていただきたい。

○ 危機管理課（危機管理係・消防係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 能登半島地震等を踏まえ、大規模災害に対応する備えとして、孤立心配集落に対する備蓄の確保や通信手段の確認、周辺自治体からの対口支援等に対する職員の受援体制の整備が必要である。
- 2 消防団をはじめとする地域の防災力の重要性は一段と高まる中、消防団員の不足がさらに深刻化すると、火災・風水害・震災時などに市民の生活や生命を守ることができなくなる恐れがあるため、消防団員の確保や育成は急務となっている。

そのような状況下の中で、道路交通法の一部を改正する法律が平成29年3月12日に施行され、新たに「準中型自動車免許」が創設されたことに伴い、同日以降に普通自動車免許を取得した人が運転できる車両は総重量3.5トン未満に限定された。新たに普通自動車免許を取得した消防団員は車両総重量3.5トン以上のポンプ自動車を運転できず、将来的に消防団活動に支障が生じるおそれがあるため、本市においては、令和3年4月から、準中型自動車免許取得に係る公費助成制度を創設し補助してきている。

軽量で装備が整った消防車に買い替える方法も考えられるが、昨今の物価高騰により、準中型自動車免許取得に係る個人負担が増加していることから、準消防団員の準中型自動車免許取得に係る費用を全額公費負担とする補助のあり方についても検討する必要がある。

企 画 政 策 部

○ 企 画 課（企画係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

令和6年度を始期とする第六次塩尻市総合計画に併せた組織再編によって、市政諸課題に中心となって対応する部課を明確にし、取組を進めてきているが、一方で、横断的な検討や連携がより重要となってきたことから、情報共有やプロジェクトチームの組成や進行支援などが増加している。

第六次総合計画の策定過程を通じて直近の市民要望が把握されていることから、取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮しながら、施策の推進に努めていただきたい。

○ デジタル戦略課（DX推進係・情報システム係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 塩尻情報プラザは開館して20年以上が経過しており、外壁改修や自家発電機の更新など、今後、ハード面での改修が必要となるため、計画的な施設整備に努めていただきたい。
なお、次年度、塩尻情報プラザの指定管理期間更新にあたり、体験ギャラリーの活用等、有効な施設の利活用のためにも、新たな施設のあり方について検討していく必要がある。
- 2 自治体DXの推進に関しては、市民サービスに直結するキャッシュレス決済の導入や、書かない窓口の導入といった部分については、予定どおりの推進が図られている。
今後は、既存のデータを活用して、業務の効率化を図ること及びテレワークにおいて対応可能な業務の範囲を広げるため、内部事務システム全体を総合的に検討する必要がある。

○ 秘書広報課（秘書係・広報公聴係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

広報公聴活動事業において、今後は、再生回数の増加を図るなど、収益化につなげていく方法について検討していく必要がある。

○ 財 政 課（財政係・契約検査係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

本年度の上半期における財政状況は、一般会計においては、歳出に係る執行率が42.7%

で、前年同期と比べて1.5ポイント減少し、歳入に係る収入率は41.3%で、前年同期と比べて1.5ポイント減少している。

また、特別会計全体においては、歳出に係る執行率が37.4%で、前年同期と比べて1.6ポイント減少し、歳入に係る収入率は41.9%で、前年同期と比べて2.2ポイント減少しているが、財政運営全体では予算は計画的に執行されている。

しかしながら、地方分権改革の推進や少子・高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など、地方公共団体が担うべき役割に即した地方税財源の確保がますます重要となってくるので、財源の確保と一層の経費削減を徹底していただきたい。

○ 公共施設マネジメント課

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 電話交換機の更新が必要な時期にきているが、働き方改革やオフィス改革等との調整や運用を含め、新たな通信・通話機器の利用の方法及び手段についても検討していただきたい。
- 2 公用車の管理については、管理方法や車両の適正化を推進するにあたり、公用車の必要性や利用用途を含めた利用状況調査を行い、適正な管理・運用に努めていただきたい。
- 3 未利用の市有財産については、依然として旧桔梗ヶ原保育園の後利用が図られていない状況である。
市有財産の総合的な管理・活用を推進し、将来にわたって行政サービスの維持向上が図られるよう努めていただきたい。
- 4 公共施設を適正に管理・保全していくため、公共施設の劣化度や修繕履歴、図面や光熱水費等といった情報の蓄積や一元的な管理を実現する仕組みづくりが必要である。
- 5 公共施設等総合管理計画における目標を達成するためには、施設の相当な削減が必要となるため、長期的な計画による実施に努めていただきたい。

市 民 地 域 部

○ 生活環境課（環境係・廃棄物対策係・衛生センター）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 地球温暖化対策について、本市においては、令和5年7月に塩尻市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定を行い、2030年度までに2013年度比で57%(森林吸収を含む。)の温室効果ガスの削減目標を設定した。

また、令和6年3月には、塩尻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定を行い、本市業務において、2030年度までに2013年度比で51%の温室効果ガスの削減を目標設定したところである。

この2計画の推進のためには、ゼロカーボン・GX推進プロジェクトと連携し具体的な施策を講じていく必要がある。

なお、令和6年度4月から9月までの太陽光条例による事前協議数は7件であったが、市民の安心安全の確保や自然環境の保全のため、太陽光条例の見直しを含め、市民、事業者、行政が一体となって協働で取り組む必要がある。

- 2 高ボッチ高原の自然環境保全については、テント・タープエリア等の本格運営が始まっているが、高ボッチ高原環境管理ガイドラインを考慮しつつ、自然環境保護とのバランスについて検討していく必要がある。

なお、令和6年度前期における調査において、特定外来生物の繁殖が確認されている箇所が多く存在することから、特定外来種駆除に向けた取組を構築し、実施していく必要がある。

- 3 老朽化が著しく建て替えの方針が出ている斎場については、令和15年度を目途に建て替えが計画されているが、老朽化している現斎場の器機のメンテナンスも計画に基づき実施し、火葬トラブルが生じないように努めていただきたい。

なお、建て替えとなると多額の費用や長い期間が必要となるため、将来を見据えた計画的な施設更新について検討する必要がある。

- 4 東山霊園については、合葬墓の人气が高く、令和9年には受入れができなくなる区画が生じ得る見込みであることから、増築について検討する必要がある。

- 5 新最終処分場の延命化については、令和15年度まで新最終処分場を利用するため、今年度からプラスチック資源の収集を開始したが、さらに資源物の分別を進め、もえるごみ量を削減することにより、焼却灰の発生量を抑制する必要がある。

- 6 松本クリーンセンターの建て替え計画が遅延している。この計画に併せてプラスチック資源の圧縮梱包処理などを実施することから、この期間までの処理方法について検討する必要がある。

なお、衛生センターについても、廃棄物の安定した処理が持続できるように、し尿処理施設の更新について、更新の方向性や時期について検討する必要がある。

- 7 ごみ出し困難者対策として実施している「さわやかさん個別収集」について、利用者の増加による制度の破綻が生じないように見直しを含めて検討する必要がある。
- 8 資源物回収補助金等については、資源物回収補助金等の地区への支出が令和5年度において368件であるが、補助金支出処理の簡素化及び削減について検討する必要がある。

○ 市 民 課（市民窓口係・くらしの相談係・国保年金係・消費生活センター）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 令和6年 12 月に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診が基本となる、マイナンバーカードと被保険者証の一体化については、暗証番号再設定、新規申請、電子証明書の更新等の手続きをする人が増加し、夜間・休日の手続き需要への対応や国の方針に基づいて対応していかなければならないことなどから、事務処理の急激な増加が懸念されるが、適正な事務処理の遂行とともに、マイナンバーカードの新規申請・交付の推進を図っていただきたい。
- 2 戸籍への振り仮名記載については、令和 7 年 5 月から新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになるが、本籍人への通知等、適正な事務処理の遂行とともに、補助金等、国の動向に注視し、財源確保漏れ等がないように努めていただきたい。
- 3 国民健康保険事業については、国民健康保険税率を令和 4 年度から順次改定を行ってきたが、被保険者数の減少や所得変動等による税収不足により、厳しい財政運営となっている。
財政調整基金の残高も限られていることから、引き続き国保財政の健全化に努めていただきたい。

○ 地域づくり課（地域づくり係・移住定住係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 地域活性化プラットフォーム事業については、地域活性化プラットフォーム事業補助金の補助対象者や補助対象となる事業、地域の目指す姿及びそこに向かうプロセスを明確にするとともに、事業の計画策定にあたって、地域として目指す未来像や事業の目的を明確にしつつ、地域の共通認識として事業が進められるよう、地域づくり課及び支所職員が地域のサポートを行い、より地縁コミュニティの活性化につながるような制度設計に努めていただきたい。
- 2 コミュニティ活動支援事業については、より多様な主体が地域活動に参画できるよう、補助金等の制度の周知を更に図っていく必要がある。
- 3 地域資源発掘・活用事業については、ランドデザイン策定までのプロセスや計画策定後の事業展開において、移住定住係だけでなく、地域づくり係も含めた、課全体としての対応が必要

であるが、あくまでも、地域が展開していく事業としての伴走支援の方法について検討していく必要がある。

- 4 移住定住促進事業については、情報発信や移住体験コンテンツを整備するなどの必要がある。

健 康 福 祉 部

○ 地域共生推進課（地域福祉係・高齢支援係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 全世代対応型支援体制整備事業・地域包括ケアシステム推進事業については、令和6年度に地域福祉推進員(全世代対応型支援体制整備事業)を1名配置したが、第2層生活支援コーディネーター(地域包括ケアシステム推進事業)を兼務しているため、「個別支援」と「地域支援」の両立が難しい状況である。事業を適切に、効果的・効率的に推進するため、役割分担等の見直しを図る必要がある。
- 2 地域福祉推進事業については、全国で災害が頻発しているなか、災害時の対応について、これまで以上に地域福祉の重要性が再認識されている。
災害時に備え、福祉避難所運営、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の策定等について、準備を進めるとともに、危機管理部門を中心に、庁内及び地域との連携・調整が必要である。

○ 福祉支援課（福祉給付係・生活支援係・障がい福祉係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 生活困窮者自立支援事業については、生活困窮者の相談内容が多岐にわたり複雑化している。
特に、8050問題、引きこもり、住居喪失者、車上生活者からの相談や対応などが増加しているため、個々のケースに応じた、きめ細やかな支援の方法等について検討していただきたい。
- 2 国及び県等の給付金事業については、できる限り早急な事務処理及び適正な事務処理を遂行する必要があるため、人員配置を含め、事務処理の効率化に努めていただきたい。
- 3 生活保護業務については、保護世帯が多様化・複雑化してきているため、対応に苦慮するケースや家を失った人からの相談など、初期対応にかなりの時間を要しすぐには解決できないケースが増えている。
医療費の増加なども課題であるため、被保護世帯への健康支援事業の取り組みも始まっている。生活状況や病状の把握と医療・生活面の相談・助言等は自立を図る基礎である。加えて医療扶助の適正な実施の観点からも生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことが重要である。
なお、業務の効果的・効率的な運用及び関係部署との連携のため、更なるデジタル化の推進に努めていただきたい。

○ 介護保険課(介護保険係・介護相談係・介護保険係・中央地域包括支援センター)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援認定者及び事業対象者に、提供される訪問型・通所型サービスの負担金及びケアマネジメント費が増加し、地域支援事業交付金の上限を上回っている。介護予防の啓発とともに、適正でより良い事業の推進に努めていただきたい。
- 2 包括支援事業については、地域包括支援センター運營業務委託料の見直しの必要性がある。
なお、複雑化・多様化している相談に対応していくため、地域包括支援センター職員の資質向上を図り、効果的・効率的な事業推進に努めていただきたい。
- 3 認知症総合支援事業については、各日常生活圏域にチームオレンジを構築していくために、認知症の理解の啓発に努めるとともに、支援者の育成に力を入れていく必要がある。
- 4 介護サービスについては、介護人材不足の対応策の一つとして、市民や介護事業所に適正なサービスの利用について周知していく必要がある。

○ 健康づくり課 (健康推進係・保健予防係・ワクチン接種推進係)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 母子健診事業については、乳幼児健診における医師の確保に苦慮している状況であるが、円滑な健診実施に向けて塩筑医師会等への協力依頼や協議を行うなど、適正かつ効果的・効率的な事業の推進に努めていただきたい。
- 2 母子相談事業については、乳幼児健診における診察所見で、発達面で経過観察が必要な児が増加し、医療機関の受診も予約がなかなかとれないといった状況である。
保健師の相談による経過観察を行っているが、作業療法士等、専門的な指導により成長発達を促す取組が必要となる。
- 3 地域医療推進事業における橿川診療所については、今年度から診療体制の見直しを行った結果、順調に経過してきている。
しかしながら、今後、橿川地区を含め、市民の多様な医療ニーズに対応すべく、直接診療だけでなく、訪問診療の充実やオンライン診療導入実施の実現性などについても検討していく必要がある。

農 林 部

○ 農 政 課（農業振興係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 農業用機械導入事業補助金については、補助要件に5ha以上の耕地面積を求めているが、本要件を満たせる農業者が限られており、農業資材等の高騰など、農業を取り巻く厳しい環境が続く中で、支給要件の緩和を求める意見が農政懇談会の場で出されている。

補助金のあり方及び補助金額の見直しについては、本市として育成すべき農業者の姿やあり方などを視野に入れた検討が必要である。

また、農業の省力化や生産性向上のためのスマート農業機械の導入推進に向けて、スマート農業技術活用促進法の成立による国の施策動向も見据えながら、市単独での補助事業の新設の必要性などについての検討も必要である。

なお、補助金の交付に際しては、塩尻市補助金等交付規則に基づいて支出されているが、補助金額の計算根拠を明確にした補助金交付基準・要綱等に基づいた支出が必要であり必須である。詳細な交付要領・基準等を整備する中で、適正かつ効果的な補助金の支出に努めていただきたい。

- 2 農業公社運営補助金については、農業者の高齢化や担い手不足などにより、農業公社による農地の管理を希望する人が年々増加傾向にあるが、大型農業機械のオペレーター人員の不足などにより、新規申込みを断らざるを得ない状況である。また、水田に関する国の補助金の交付要件の見直しに伴い、農業公社経営への影響も危惧される状況である。

なお、農業用機械導入事業補助金補助金と同様に農業公社運営補助金についても、補助金の交付に際しては、塩尻市補助金等交付規則に基づいて支出されているが、補助金額の計算根拠を明確にした補助金交付基準・要綱等に基づいた支出が必要であり必須である。詳細な交付要領・基準等を整備する中で、適正かつ効果的な補助金の支出に努めていただきたい。

○ 耕地林務課（農村整備係・林業振興係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 松くい虫被害対策について、令和6年9月末現在の松くい虫被害木の覚知件数が、前年度同月比で約1.7倍となっている。被害は拡大傾向にあり、今後倒木等による人的被害やライフラインへの被害も懸念されるため、監視体制の強化や早期駆除により被害拡大防止に努めていただきたい。

なお、市主体の取組だけでは、被害の拡大予防に限界があることから、官民連携による被害拡大防止対策について検討が必要である。

- 2 森林造成事業補助金について、民間事業者による国庫補助事業(松くい虫防除対策 松林緊急保護整備)において、県の8月補助申請時点で前年度実績を超え、県全体で予算が不足する事態となっている。

本市においては、国庫補助金確定後、市に申請されたものに対して、かさ上げ補助を実施しているが、補助金の交付に際しては、塩尻市補助金等交付規則に基づいて支出されているが、補助金額の計算根拠を明確にした補助金交付基準・要綱等に基づいた支出が必要であり必須である。詳細な交付要領・基準等を整備する中で、適正かつ効果的な補助金の支出に努めていただきたい。

商 工 観 光 部

○ ゼロカーボン・GX推進プロジェクト

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 先端産業振興室

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

社会課題解決(ソーシャルビジネス)事業については、産官学民で取り組む社会実装に向けた実証フェーズが重要となるが、実証事業に要する経費は国のプロジェクトや交付金が主な財源となるが、国の予算の動向等による不確定要素が多く、継続的な事業実施には独自の財源確保の検討が必要である。実現可能性や得られる効果などの検証の要素を常に把握・見極めながら進めていただきたい。

○ 商工課 (商工係)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 市内企業における人材不足については、少子化等の影響により、全国的にも人手不足・人材不足が進行する中、市内企業においても同様に思うような人材の確保が難しく、経営面において支障をきたしている状況にある。

地域の担い手となる人材と、人手不足に悩む地域の企業等との効果的なマッチングを支援することで、地域の活力を創出し、人材の総活躍の促進に繋げ、持続可能な地域社会を目指していただきたい。

- 2 木曽漆器産業における後継者確保については、木曽漆器産地職人の高齢化が進む中、産地における後継者が不足し、技術継承が難しい状況となっている。

漆器産業は、生活様式の変化に伴い、漆器の使用機会の減少や、安価なプラスチック製品への代替が進んでいることもあり、売上げの低迷が続いているほか、漆器産業のみならず、伝統工芸産業は手作業中心の地味な仕事であるゆえ、雇用条件が十分に整備されていない小規模な事業所であることが多く、若者が集まりにくくなっている。

漆器業界は、後継者不足による職人の技術継承や市場規模の縮小等の課題があり、その解決手段の一つとして様々なものづくりの分野で活用されているデジタル技術の活用が期待される。

○ 観光プロモーション課（観光プロモーション係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 地域産品ブランド化事業については、県外PRにおいて、関東圏だけではなく中京圏に対する注力が必要である。また、各プロモーションにおいて、策定予定の「塩尻市観光ビジョン」に基づいた効果的な情報発信等、塩尻ブランドの確立を目指していただきたい。
また、DXデータの活用も視野に入れつつ、事業の見直し・改善の根拠となるような観光客の動向分析が必要である。
- 2 観光振興事業については、業務の委託先に補助金を交付し観光行政を一部担ってもらっているが、市が期待する観光業務委託の効果を得られないとするならば、補助金額、委託のあり方等を含め、見直しを検討する必要がある。
- 3 観光施設整備事業については、観光看板、トイレ等、修繕の必要性について、現状を把握したうえで、優先順位を決めて実施する必要がある。
施設管理台帳等の作成はDXデータを活用しながら、限られた予算の中で優先順位を明確にし、観光面への影響、安全性等を勘案するなかで、必要な整備に努めていただきたい。
- 4 ふるさと寄附金事業については、事業に関する総務省告示の規定（50％ルール）を超えない範囲の効果的なPR広告実施判断に難しい側面がある。
地方創生の一環として創設されたふるさと納税制度は、寄附金額、件数ともに右肩上がりで増え続けているが、現在のふるさと納税の制度が本来の趣旨から逸脱したものになっていないかどうか留意しつつ、本当の意味での地域活性化という観点と向き合いながら、本制度に取り組んでいただきたい。

建設部

○ 建設課（総務管理係・建設係・維持係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 道路の維持管理については、地域住民の土地境界問題や住民トラブルを解決するために、市道や赤線等の道路管理者としての市に協力してほしいという事案が増加している。トラブルの解消には相当な時間と労力を要するが、適正な対応に努めていただきたい。
- 2 建設業界では、高齢化や労働人口の減少に伴う人材不足で長時間労働が常態化している課題を抱えているが、2024年からは建設業においても働き方改革関連法が適用されることとなった。
これに伴い、現場施工期間の長期化や冬期間の融雪剤散布作業の遅れなど、市民生活への影響が懸念される。
週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映等公共工事の発注者としての基本的な責務が果たせるよう努めていただきたい。

○ 都市計画課（計画係・整備係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 市街化調整区域における地区計画策定については、地元が主体となって地域の将来のあるべき姿を検討していく必要があるため、協議会の運営についてきめ細やかなサポートに努めていただきたい。
- 2 開発緑地に設置されている遊具については、老朽化が進み危険度が高い遊具が増加している。
長期視点で低コストとなる遊具を選定し経費削減を図るとともに、遊具の利用実態から必要性を検証し、不要な遊具や危険度の高い遊具については、計画的な撤去について検討する必要がある。
- 3 輸送対策事業については、運行事業者から、一般管理費の増額要望があり、次年度以降の地域振興バス(すてっぷくん・のるーと)運行委託料に大きな影響が生じる。
チェックポイント方式を導入したことにより一定のニーズは担保できたが、現状としてその他のニーズには対応できず、時間帯によっては運行が担保できない状況でもあることから、地域に適した交通モードを早急に検討する必要がある。
- 4 公園等の管理については、公園の除草・せん定作業については市民からの苦情や要望が多く、職員が直営で対応するにも限界があるため、市民との協働による魅力的な公園づくりを実現するためにも、維持・管理を協働して行う公園愛護会や地域ボランティア等の組織づくりを進めていただきたい。

- 5 公園長寿命化改修事業については、令和5年度で公園施設長寿命化計画の計画期間が満了となったものの、修繕が追いついていない公園や点検基準が変更となったために今までの修繕では基準を満たさないような施設もあるため、新たに計画を策定し、計画的に長寿命化していく必要がある。

また、今年度で再整備事業が完了する小坂田公園は、新しい施設と昭和50年代の施設が混在し、管理が複雑化するため、早期に長寿命化計画を策定し、計画的・効率的な維持管理に努めていただきたい。

○ 建築住宅課（建築住宅係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 公営住宅については、住宅ストックや長期的なコスト削減観点から、公営住宅の長寿命化計画に基づき老朽化した市営住宅のリノベーションを行う必要があるが、市営住宅の改修がほとんどできていない状況である。財源的な課題があるが、計画的・効率的な維持管理に努めていただきたい。

- 2 少子高齢化及び人口減少社会の進行等により、空き家が増加している。特に特定空き家等は適切な管理がなされていないことから、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れや著しく衛生上有害となる恐れがあることなどから、近年深刻な社会問題となっている。

空き家については、所有者等の特定が困難な場合が多いが、引き続き空き家等の発生抑制、管理・利活用のための適正化及び施策の総合的かつ計画的な実施に努めていただきたい。

交 流 文 化 部

○ 社会教育スポーツ課

(社会教育係・スポーツ推進係・中央公民館)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 文化会館改修事業については、文化会館の特定天井耐震化及び大規模改修工事の基本計画策定業務を実施しているが、現地調査が終了し、改修内容を検討している段階である。
本施設は、市民のみならず利用者が多い施設であり、改修工事にあたって長期的に休館が必要となると影響が大きいことから、対応策の検討が必要である。
- 2 体育施設整備事業については、市営球場、市立体育館などを中心に、老朽化が進んでいる社会体育施設の今後のあり方を検討し、方針を決定する必要がある。併せて、次年度に予定している使用料等の見直しに向けて、体育施設使用料と減免制度についても検討する必要がある。
- 3 令和10年度に開催される国民スポーツ大会については、バドミントンと銃剣道について、本市会場での受け入れが決定している。事務局体制の整備及び実行委員会組織の設置等を含め、令和9年度のリハーサル大会の開催に向けて着実な準備を進めていただきたい。

○ 文化財課 (文化財係)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 国指定重要文化財については、文化財を保存だけでなく活用していくことで、将来へと継承していくことが求められていることから、特に、重要文化財小松家住宅及び深澤家住宅については、多様な主体による活用を検討していくことが必要である。
また、保存活用の施策を実施するにあたっては、個別の文化財に関する保存活用計画を策定し、その計画に基づいて必要な事業を実施していくことが望まれる。
なお、劣化が激しい部分等については、公費により修理をしていく必要があり、今後、どのような利活用を図っていくのかを検討し、方向性を定める必要がある。
- 2 重要伝統的建造物群整備事業については、資材・人件費等の高騰により、修理修景事業に係る工事費が上昇している一方、補助金の補助上限額が少ないため、事業者負担が多くなる傾向にある。このため、事業実施を躊躇^{ちゅうちよ}する人や実施したとしても十分な修理修景が行えないケースもでてきている。修理修景が停滞することで、地区内の建物の老朽化や倒壊の危険性が増大し、将来的ない歴史的町並みの継続が困難となり、重要伝統的建造物群保存地区としての意義・価値が失われる恐れがある。
なお、重要伝統的建造物群保存地区については、本市2地区の重要伝統的建造物群保存地区について、令和8年度に木曽平沢地区が選定20年、令和10年度には奈良井地区が選定50

年の節目を迎える。

節目を迎える年には、地域住民と協力しながら、記念事業等を実施するなど、歴史的町並みが将来にわたって守り伝えられるよう、改めて住民への喚起を促すことを期待したい。

○ 平出博物館

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

埋蔵文化財発掘調査については、市役所庁内には埋蔵文化財発掘調査業務を担える職員が3人しかいないため、今後、開発に伴う発掘調査が増加することが想定されている現状を考慮すると、円滑な事業の推進が危惧される状況にある。世代交代を視野に入れた人材の確保及び育成が急務である。

○ 市民交流センター（市民活動支援係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

1 施設改修については、1階エントランスホールや多目的広場など、施設の入口となる場所が常に閑散としており、来館者が魅力的な印象を受けにくく、施設全体の活気や賑わいを効果的に伝えることが困難となっている。施設の有効的・効果的な利用促進のためにも、施設の改善工事を含め、賑わいを引き出すための施策について検討していく必要がある。

2 貸館業務及び窓口業務については、利用者の利便性を図るため、デジタル化による効率化を進めていただきたい。

3 協働のまちづくり推進事業おけるまちづくりチャレンジ事業補助金については、市民に周知している反面、制度の主旨の理解度が低い状況にある。

補助金の活用を検討する団体が制度について理解しやすいように、PRの方法等について更なる検討が必要である。

なお、継続して活動していける団体の育成が補助金交付の大きな目的であるので、引き続き有効な補助金の交付と団体の育成に努めていただきたい。

また、補助金交付を受けた団体と市関係部局との連携によって、団体と行政の双方において様々な相乗効果が期待できるので、団体の活動内容や状況について、市関係部局に適宜情報提供を行うとともに、連携強化に努めていただきたい。

○ 図書館

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 高度情報化社会において図書館は、図書館の使命である情報の体系化・整理という役割の重要性が高まってきている。

市民の課題解決につなげる図書館とするためには、地域社会における様々な資料・情報提供サービスを更に推進する必要がある。多様なニーズに対応し市民の課題解決につながる課題解決型の図書館の推進に引き続き努めていただきたい。

なお、学校図書館との更なる連携強化と学校司書の人材確保及び人材育成に向けた処遇の改善が必要である。

- 2 市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」は、本市が学校への導入の先進事例となったが、今後、未導入の他の学校にも展開し、学校図書館との連携推進に努めていただきたい。

- 3 筑摩書房創立者として日本の出版文化の発展に尽くされた古田晁氏の遺徳を顕彰するために、遺族から寄付された生家の土蔵を改修し、1996(平成8)年10月30日に開館した古田晁記念館については、引き続き魅力ある展示と施設の活用に取り組んでいただきたい。

こども教育部

○ こども未来課

(こども未来応援係・こども家庭相談係・元気っ子・若者サポート係)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 ひとり親家庭福祉推進事業については、生活の安定が図られるよう、きめ細かな伴走支援をする必要がある。また、必要な人が確実に制度を利用できるよう、情報発信の充実を図る必要がある。
- 2 家庭支援推進事業については、子どもに関する相談内容は、複雑で多様化しているため、虐待対応等を行う正規職員、専門職職員が必要である。
今年度から設置したこども家庭センターの活動を充実させるため、こども家庭センター内の連携を更に深めていくことが必要である。また、こども家庭センターの周知を図っていく必要がある。
- 3 こどもの未来応援事業については、今年度策定するこども計画(R7～R11)に基づき、すべてのこどもが将来にわたって心身ともに幸せな状態ですごせる地域の実現を目指して、着実に施策を推進する必要がある。
- 4 元気っ子応援事業については、人件費の増額等に伴い、託児委託料及び医師謝礼の見直しが必要である。事業について、パンフレットに限らず、保護者をはじめ市民にもわかりやすい方法や内容を発信し、理解を深めていく必要がある。
- 5 若者サポート事業については、若者サポート委託料の人件費上昇に伴う委託料の増額の検討が必要である。また、委託内容についても、若者のニーズをくみ取り、時代に即した内容に変えていく必要がある。

○ 教育施設課

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 学校施設や保育園・児童館など、老朽化が進とともに、照明のLED化やトイレの様式化など、修繕や改修が必要な多く存在する。
なお、建て替えとなると多額の費用や長い期間が必要となるため、将来を見据えた計画的な施設更新について検討する必要がある。

○ 学校教育課（教育企画係・学校運営係・児童生徒支援係）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

学校給食費については、物価高騰により食材費の値上げが続く中で、給食費も引き上げが避けられない状況であるため、引き続き公費負担のあり方を検討する必要がある。

○ 丘中学校

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

1 本年度の9月末現在の生徒数は、下表のとおりである。

学年	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	145人	145人	134人	424人
長期休暇 生徒数	5人	5人	7人	17人

2 本年度の9月末現在の教職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
校 長	1人				1人
教 頭	1人				1人
教職員	26人	3人		5人	26人
県費講師	9人			1人	9人
市費講師			6人		11人
事務職員	1人				2人
栄養士	1人				1人
図書館事務				1人	1人
給食調理員	2人		2人	1人	5人
合 計	41人	3人	8人	8人	57人

3 教職員が会計を取り扱っている団体が8団体ある。

学年費やPTA、バザーや補助金会計等の通帳や印鑑の保管など、間違いが発生しないよう校内でチェック体制の強化を図り、適正な管理に万全を期していただきたい。

○ 保育課（保育企画係・保育園運営係・子育て支援センター）

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

保育人材については、特にフルタイム勤務の保育士の確保が恒常的に困難な状況にあり、確保・配置に苦慮している状況である。また、長時間保育利用者も増加傾向にあり、長時間保育の利用環境を継続していくための人材確保が急務となっている。

保育士を確保できるかどうかは、働く環境も重要な要因の一つとなるため、保育園の働く環境を改善し、保育士が働きやすい職場づくりに努めていただきたい。

○ 塩尻東保育園

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	8人	11人	17人	31人	34人	27人	128人

総園児数は128人で、前年度と比較すると14人(12.3%)の増加となった。なお、アレルギー等対応園児数は10人である。

2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員	うち育休等	会計年度任用職員		合 計
			Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1人				1人
園長代理	1人				1人
保育士	4人		15人	3人	22人
保育補助員				1人	1人
合 計	6人		15人	4人	25人

総職員数は25人(派遣社員1名を含めると26人)であり、前年度と比較すると1人(4.2%)の増加となった。正規職員の比率は24.0%である。

3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

4 給食調理業務については、民間業者である(株)レパストに委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。

○ 日の出保育園

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	10人	23人	22人	45人	44人	45人	189人

総園児数は189人で、前年度と比較すると2人(1.1%)の増加となった。なお、アレルギー等対応園児数は16人である。

2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1人				1人
園長代理	1人				1人
保育士	9人	1人	15人	38人	62人
保育補助員				1人	1人
合 計	11人	1人	15人	39人	65人

総職員数は65人であり、前年度と比較して増減はなかった。正規職員の比率は16.9%である。

3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

4 給食調理業務については、民間業者である㈱レパストに委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。

水道事業部

○ 上水道課（総務係・上水道係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 上西条浄水場再構築事業については、昨年度、管理棟建設工事及び機械・電気等関連工事、中央監視設備更新工事を発注し、令和7年度末の完了を目指して、現在工事をすすめている。

近年の物価高騰の影響により、資材・労務等の単価が上昇していることから、引き続き社会情勢を注視し、事業計画を精査しながら事業を進めていく必要がある。

- 2 水道事業においては、水道施設の老朽化や異常気象による故障や豪雨災害などの対応で、施設の維持管理に関する職員の負担が増加しているとともに、技術の継承が課題となっているため、水道事業に関する専門知識と経験のある技術職員の確保や育成に努めていく必要がある。

また、適正な公営企業会計処理を継続するため、人事異動等により事務の停滞が生じないよう実務経験のある職員の確保に努めていただきたい。

- 3 水道事業の広域化については、施設整備水準や料金・財政の格差等の課題があり、全国的に広域化が進まない要因となっているが、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が一層求められている。広域化の必要性、実現の可能性について、引き続き検討を進めていただきたい。

○ 下水道課（下水道係・浄化センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 管渠^{かんきょ}建設費及び処理場建設費については、管渠で最も古いものは耐用年数の50年を迎え、処理場では、すでに機械電気設備の更新事業に着手しており、管渠・処理場ともに更新需要の増加が見込まれる一方、近年の物価上昇にともない運営コストが増加している。

污水处理場の効率化や新技術の導入に努め、運営コストの上昇を少しでも抑制する事業運営を行っていく必要がある。

また、地震等の自然災害により下水道施設が被災した場合、復旧に時間を要し住民生活に大きな影響を与えるため、耐震化等の自然災害対策も計画的に行っていく必要がある。

- 2 下水道施設の更新については、管路・処理場ともに更新需要の増加が見込まれるため、塩尻市下水道事業経営戦略におけるアセットマネジメントを効率的・効果的に実践し、引き続き施設の老朽化及び自然災害等によるリスクの低減に努めていただきたい。

なお、長期的に見ると人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる。今後10年間の財政収支の見通しにおいては、使用料改定の必要はないと見込んでいるものの、国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、中長期的な視点で安定的・継続的な事業運営の推進に努めていただきたい。

そ の 他

○ 会 計 課

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 議会事務局

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 選挙管理委員会事務局

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 監査委員・公平委員会事務局(固定資産評価審査委員会書記)

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 農業委員会事務局

※ 事務事業について(指導及び要望事項を含む。)

- 1 農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足による遊休農地の増大や、TPP11等の経済連携協定に伴う輸入農畜産物の増加、さらには気象変動による大規模自然災害の発生や、世界情勢の変化による肥料や燃料などの価格高騰等、非常に厳しい状況が続いている。

農地利用適正化の推進については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」等により、農地を農地として保全するため、農地等利用の最適化推進への取り組みの

強化を図っていく必要がある。

- 2 本市においては、農業委員会サポートシステムの根幹をなす、固定資産台帳と住民基本台帳は、平成28年当時のままとなっていることから、農業委員会サポートシステムへの移行が必要である。
- 3 現在、農地の貸借の手続きは利用権設定の方法が主流となっているが、これまでの貸借における主流の方法であった利用権設定は、2023年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、原則として廃止された。
しかしながら、条件を満たす一定の期日までは利用権設定の利用は可能であるため、適正な情報提供と事務処理に努めていただきたい。

第6 その他全庁的な監査所見

- 1 令和6年度を始期とする第六次塩尻市総合計画によって策定が進められているが、安全な市民生活と経済の両立を果たしていくため、行政評価により事業の廃止又は縮小など、各行政サービスの事業内容や費用対効果を十分に検証し、補助金、負担金の見直しを行うことなどにより、全庁的に効率的な予算執行を図り、引き続き健全な財政が維持できるよう努力していただきたい。

- 2 内部統制とは、組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが生じることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、組織全体として間違いを防ぎ、組織が健全に機能するための基準や手続きを定めることである。

このことについては、これまでの監査で繰り返し述べているが、内部統制の行政における目的は「事業活動に関わる法令等の遵守」、「業務の有効性及び効率性」、「資産の保全」及び「財務報告の信頼性」である。業務上のミスはどんなに注意していても発生する可能性がある。そのために組織活動では内部統制が必要である。

統制活動とは、内部統制の基本的要素であるが、これは、市長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するための方針や手続きであって、決裁や事務分掌など仕事に関するルール of 全てである。

また、適切な内部統制を整備しても、運用する職員がルールや仕組みを守ろうとしなければ、全く機能していないことと同じになる。これを有効に機能させるためには、職員が誤りやすい事案があれば、課内や部内での研修の実施、マニュアルの作成などを行い、事案を共有化することなどにより業務の効率性と有効性を高め、業務プロセスにおけるヒューマンエラーを未然に防止するといった、組織全体に内部統制を運用しようという意識が浸透することが必要不可欠となる。

総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインにおいては、地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)により、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されるものである。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められているとされ、令和2年4月1日から地方公共団体(都道府県及び政令指定都市は必須、その他の市町村は任意)で導入されるとされた。

改正法への形式的かつ一時的な対応を求めるわけではないが、監査委員からの指摘や懸念について、内部統制による業務の見直しのプロセスを通じて組織的に対応することとなり、結果として、監査委員は、内部統制を前提として、より本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り分けていくことが期待できるため、内部統制制度の導入について検討していただきたい。

- 3 市内の小・中学校においては、毎月の残業時間が90～100時間の教員がいると聞いている。

長時間労働による過労死や精神疾患による休職が増えるなど、いま多忙な教員の働き方「過重労働」が深刻な問題となっている。

県採用の教員が長時間労働をされていて過労死につながった場合は、現場での労働条件が認定基準として用いられ、市としても安全配慮義務の観点から管理責任を問われる可能性があるため労働時間の削減が急務である。適正な人員配置・管理に努めていただきたい。

- 4 補助金の交付に際しては、塩尻市補助金等交付規則に基づいて支出されているが、支給金額の計算根拠が無く支払われているケースが多々見受けられる。これでは市の税金がどのように使用されているのかが非常に不明確である。

金額の計算根拠を明確にした補助金等交付基準・要綱等に基づいた支出が必要であり必須である。詳細な交付要領・基準等を整備する中で、適正かつ効果的な補助金の支出に努めていただきたい。

【参考】 補助金等支出一覧

(令和6年4月1日～令和6年9月30日:200万円以上)

件 名	金 額 (円)	課名称
地域活性化プラットフォーム事業補助金	2,000,000	地域づくり課
第1回 老人福祉センター百寿荘運営補助金	2,000,000	地域共生推進課
第2回 老人福祉センター百寿荘運営補助金	2,000,000	地域共生推進課
地域活性化プラットフォーム事業補助金	2,000,000	地域づくり課
UIJターン就業・創業移住支援事業補助金	2,000,000	地域づくり課
令和6年度檜川外出支援事業補助金(第1回)	2,063,000	地域共生推進課
森林造成事業補助金	2,065,200	耕地林務課
優良果樹苗木導入事業補助金	2,101,545	農政課
公共施設等建設事業補助金	2,365,000	地域づくり課
コミュニティ助成事業補助金	2,500,000	地域づくり課
コミュニティ助成事業補助金	2,500,000	地域づくり課
東雲の郷 多面的機能支払交付金(施設長寿命化)	2,900,000	耕地林務課
令和6年度塩尻商工会議所事業補助金	3,000,000	商工課
塩尻市UIJターン就業・創業移住支援事業補助金	3,000,000	地域づくり課
令和6年度塩尻商工会議所事業補助金	3,000,000	商工課
東雲の郷 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)	3,585,500	耕地林務課
(一財)塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター運営補助金	4,000,000	商工課
令和6年度塩尻市スポーツ協会活動補助金(第1回)	4,000,000	社会教育スポーツ課
令和6年度塩尻市スポーツ協会活動補助金(第2回)	4,000,000	社会教育スポーツ課
令和6年度経営所得安定対策等推進事業補助金	4,024,000	農政課
塩尻市民生児童委員協議会活動補助金	4,165,000	地域共生推進課
森林造成事業補助金	4,293,900	耕地林務課
令和6年度 一般財団法人塩尻市振興公社運営補助金	4,500,000	商工課
令和6年度 一般財団法人塩尻市振興公社運営補助金	4,500,000	商工課
塩尻東地区自然環境を守る会 多面的機能支払交付金(施設長寿命化)	4,500,000	耕地林務課
塩尻市農業公社運営補助金(2回目分)	4,730,000	農政課
塩尻市農業公社運営補助金(1回目)	4,765,000	農政課
一般財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター運営補助金	5,000,000	商工課
ボランティアセンター事業補助金(1回目)	5,027,000	地域共生推進課
塩尻東地区自然環境を守る会 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)	5,333,100	耕地林務課
塩尻奈良井川地域農地を守る会 多面的機能支払交付金(施設長寿命化)	6,000,000	耕地林務課
塩尻市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金	6,200,000	文化財課
社会福祉協議会地域福祉協働推進事業補助金(1回目)	6,300,000	地域共生推進課
(公社)塩尻地域シルバー人材センター活動補助金	6,807,500	商工課
塩尻市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金	7,100,000	文化財課
塩尻奈良井川地域農地を守る会 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)	7,564,900	耕地林務課
塩尻市田川地区みどりを守る会 多面的機能支払交付金(施設長寿命化)	7,700,000	耕地林務課
塩尻市田川地区みどりを守る会 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)	8,757,400	耕地林務課
中信平右岸松塩の会 多面的機能支払交付金(施設長寿命化)	8,844,680	耕地林務課
令和6年度消防団運営交付金	10,037,540	危機管理課
中信平右岸松塩の会 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)	14,500,600	耕地林務課
1期分塩尻市観光協会運営補助金	15,000,000	観光プロモーション課
2期分塩尻市観光協会運営補助金	15,000,000	観光プロモーション課
地域支え合いネットワーク事業補助金(1回目)	15,951,000	地域共生推進課
合 計	237,681,865	